

# 条例骨格案検討報告書案に 異論あり

石野富志三郎

2018年3月26日

# 社会福祉審議会では当事者の意見を丁寧に聞くようにと発言

- 上野谷先生は社会福祉審議会(2月2日)で、手話・手話言語はとても大切。それ以外のコミュニケーションに対する扱いは丁寧にしてほしい。また、当事者の意見を聞いて書いてほしいと述べています。
- 傍聴して発言をこのように受け止めていたので、第4次意見書、膨大な資料を作成中に3月20日昼前にメールで事務局案が出されました。
- これまで会長、課長あてに要望・意見書を3回ほど提出したにもかかわらず正直に言って愕然し、ともかく今日は最後の委員会のようなので異論を述べさせていただきます。

# 手話言語条例へ深掘りの検討がさらに必要

平成27年9月30日定例会議での知事、部長の答弁

- 当事者団体からいただきました手話言語条例の御要望の中には、いつでもどこでも聾者があらゆる場面で手話が使える社会環境を目指したいとされており、障害者差別解消法における合理的配慮の内容に通じるものと考えております。
- このことから、まずは手話を初めとする意思疎通支援の充実など、共生社会の実現に向けたさまざまな施策に取り組む中で、条例制定の必要性についても議論を深めてまいりたいと考えております。
- 手話言語条例についての深掘りの検討をとということでございます。

<参考：当時の条例成立状況より2倍増えて21の都道府県が施行>

# 国連・障害者権利条約と障害者基本法

## 第2条 定義

### 「意思疎通」の定義

「言語」が他の手段と区別されて規定された。

- **言語**、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式(利用しやすい情報通信機器を含む。)をいう。

### 「言語」

手話も言語に含まれることが規定された。

- 音声言語及び**手話**その他の形態の非音声言語をいう。

## 障害者基本法

- 第3条三 全て障害者は、可能な限り、**言語(手話を含む。)**その他の**意思疎通**のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

# 京都府の先進的な取り組み (執行部提案・採択)

- 京都府は2015年に共生社会の条例(差別解消条例)を制定し、条例の基本理念に「言語(手話を含む)その他意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」「情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」と明記しています。
- それにもかかわらず京都府が2017年4月手話言語条例制定の検討を開始したのは、①全国や京都府内において手話言語条例の制定が進んでいること、②口話法による手話の否定、障害者権利条約の発効、ろう教育における手話排除決議の撤廃、障害者基本法の制定、意思疎通支援事業の発展といった国内外の動向、①②を背景として共生社会を実現するため手話言語条例を制定すると述べています。
- 2015年に制定した共生社会条例の理念を真に実現するには手話言語条例が必要であるとの認識から京都府において検討を始めたと聞きました。

# 日本語によるコミュニケーション手段と、手話言語によるコミュニケーション手段の両方がある

- 手話を使用しない聴覚障害者のほとんどは、十分な教育を受けていなかった者をのぞいて、日本語へのアクセスが課題であり、日本語そのものは、わが国では「国語」として認知され、学校教育等で日本語の獲得、習得の環境は整備されている。
- 日本語を獲得し日本語を生活言語としている聴覚障害者が、日本語を聴覚機能を補充するために補聴器やヒヤリンググループ等で聴き取ることができる環境の整備、また日本語を文字等でみることができる環境整備が求められるというところに、大きな違いがある。
- それに比して、手話は長い間、言語として認知されることなく、むしろ排除されてきた不幸な歴史がある。手話言語条例は、手話を言語として認知し、手話を獲得、習得、普及することが大きな特徴である。
- ろう者の大きな課題は、手話言語の獲得・取得と言語施策を含めた総合的な施策である。

# 置き去りはされることはない

- 県事務局が作成した社会共生を目指す条例の骨格案では、意思疎通支援、意思疎通手段の選択の機会の保障が入っているので、手話言語条例を制定しても、手話以外のコミュニケーション手段の選択(要約筆記、筆談等)が置き去りにされることは決してありません。
- **米原市は4月施行、大津市は10月施行をめざすといっています。**大津市は当初、情報・コミュニケーション条例を検討していましたが、手話言語条例の制定が先決であると明確な方針を打ち出しています。
- **北海道や札幌市の取り組みも同様であり、大いに参考になります。**

# 条例骨格案に載っていない理由は？

①基本理念に意思疎通手段の選択機会の確保とある

先述の障害者権利条約・障害者基本法にある「言語」を省いている。省く意図はあるか

②教育の推進

「聴覚に障害をもつ人は、学業、社会性の発達を最大にする環境としての手話集団の中で手話を習得し、教育を受ける権利を有する」（東俊裕弁護士作成）は重要なことなのに載っていない。

③情報の取得、コミュニケーションに対する支援

施策としてはこの通りだが、支援を受ける側も支援者を育成していることをどう評価するか目線が大事ではないか。

# 誤解しないでほしい、手話は言語と単に 記載すればよいのではない

- 滋賀県の共生社会条例の骨格案では、一番肝心な「手話は言語である」との規定はなく、「IV 共生社会の実現に向けた施策の推進 5 情報の取得、コミュニケーションに対する支援」で、**手話がコミュニケーションの一手段として扱われています。**
- 長く手話を否定してきた歴史を反省し、手話を獲得する権利、手話を学ぶ権利の保障がないがしろとなり、手話を使う権利の一部のみ行政の責任で行われる程度となってしまいます。

# 手話の言語性を骨格に含めないというならば

- 「手話は一つの言語」と位置づけ、聞こえない者の権利向上などをめざす「手話言語条例」および「情報・コミュニケーション条例」を前提とした方向性が必要。
- 「情報コミュニケーション」と「手話言語」の2種の条例を同時に揃えるべきである。北海道や札幌市、鳥取県などの実例がある。
- 滋賀県は、上記の方向性の具体化をめざした議論を行うために、早急に検討会を設置することが必要であるという文を入れることが必要。

答申に盛り込むことを望みます！

# 【手話言語条例 成立状況一覧】

## 1. 全国での制定状況(平成30年3月19日現在)

	都道府県	市町	合計
手話言語条例制定数 (内情報・コミュニケーション条例)	21(3)	117(13)	138(16)

## 2. 都道府県(制定順)

手話言語条例 (※情報・コミュニケーション条例)	鳥取県、神奈川県、群馬県、長野県、埼玉県、千葉県※、沖縄県、三重県、愛知県※、山形県、大阪府、秋田県※、奈良県、和歌山県、新潟県、石川県、福井県、京都府、静岡県、富山県、岐阜県
情報・コミュニケーション条例	

## 3. 政令指定都市

手話言語条例	神戸市、大阪市、浜松市、京都市、堺市※、札幌市、岡山市※
情報・コミュニケーション条例	堺市※、札幌市

## 4. 市町村

手話言語条例 (※は情コミ含む)	石狩市、新得町、松阪市、嬉野市、鹿追町、加東市、秋市、篠山市、大和郡山市、郡山市、名寄市、明石市※、三木市、城陽市、市川三郷町、朝霞市、大東市、伊勢市、前橋市、三芳町、富士宮市、富士見市、登別市、淡路市、日向市、習志野市※、丹波市、多可町、宍粟市、三好市、羽島市、和歌山市、上野原市、室蘭市、高知市、小野市※、帯広市、旭川市、中之条町、津久見市、黒石市、加西市、三郷市、渋川市、洞爺湖町、みどり市、桶川市、浦添市※、伊達市、加古川市※、向日市、姫路市、ふじみ野市、近江八幡市、熊取町、宝塚市、三田市、西脇市、芦屋市、大泉町、菊川市、桐生市、高崎市、天理市、豊後大野市、苫小牧市、釧路市、久喜市、熊谷市、高梁市、直方市、赤平市、館林市、掛川市、朝倉市、御前崎市、滑川市、加賀市、橋本市、金沢市、川口市、伊勢崎市、名張市※、日高川町、聖籠町、安中市、阿賀野市、玉野市、出雲市、たつの市、小千谷市、小林市、太田市、蓮田市、見附市、福山市、秩父市、行田市、大村市、本庄市、佐久市、綾部市※、岬町、尼崎市、福知山市※、宇治市、紀の川市、小樽市、千歳市、釧路町、岩見沢市、三笠市、日光市、瀬戸市、笠岡市、井原市、米原市
情報・コミュニケーション条例 (※は手話条例含む)	明石市※、習志野市※、横須賀市、小野市※、千代田区、浦添市※、加古川市※、堺市※、宇部市、名張市※、札幌市、綾部市※、福知山市※

## 5. 検討中自治体

手話言語条例(県レベル)	滋賀県、佐賀県、広島県、福島県
手話言語条例(政令指定都市) (※は情コミ含む)	
手話言語条例(市町村レベル) (※は情コミ含む)	川越市、伊奈町、越谷市、長瀨町、皆野町、横瀬町、小鹿野町、江戸川区、荒川区、白山市、焼津市、鈴鹿市、大津市、朝来市、南あわじ市、奈良市、大和高田市、諫早市、雲仙市、長崎市
情報・コミュニケーション条例 (県レベル)(※は手話条例含む)	
情報・コミュニケーション条例 (市町村レベル)(※は手話条例含む)	

## 北海道の手話言語条例、情報コミュニケーション条例比較

名称	北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例	北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例
成立日	平成30年3月20日	平成30年3月20日
施行日	平成30年4月施行予定	平成30年4月施行予定
前文	<p>手話は、特定の意味、概念等を手指、表情等により表現する独自の体系を持つ言語であり、聴覚障がい者が自ら生活を営むため大切に育んできた文化的財産である。</p> <p>平成23年の障害者基本法の改正や平成26年の障害者の権利に関する条約の批准により、手話が言語として明確に位置付けられたものの、手話が日本語とは異なる独自の体系を持つ言語であることについては、いまだ広く道民の理解を得られておらず、聴覚障がい者が乳幼児期からその家族等と共に手話を習得する機会も乏しいなど、手話を言語として使用しやすい環境は、十分に整備されていない状況にある。</p> <p>そのため、広く道民に対し手話が言語であるとの認識を普及させるとともに、聴覚障がい者等が手話を習得する機会を確保することは、極めて重要である。</p> <p>このような考え方に立って、言語としての手話の認識の普及等に関する施策を推進し、手話が言語の一つとして尊重され、聴覚障がい者等があらゆる場面で手話を使用できる社会の実現に寄与するため、道民の総意としてこの条例を制定する</p>	<p>全ての人々にとって、日常生活を営む上で意思疎通を円滑に行うことは、必要不可欠である。障がい者が意思疎通のために使用する手段には、障がいの特性に応じ、点字、音声、手話、要約筆記、弱視手話、触手話、指文字、指文字、筆記、手書き文字、拡大文字、口文字、重度障害者用意思伝達装置、絵図等の提示、身振り等の合図、ルビ、平易な又は具体的な表現等の態様の異なる数多くのものが存在する。</p> <p>これらの手段を使用し、障がい者が意思疎通を円滑に行うには、周囲の人々の適切な配慮、意思疎通のための機器、意思疎通を支援する者等が必要とされる。</p> <p>しかしながら、障がいの特性に応じた多様な手段があることについて人々の理解が進んでいないこともあり、そのような環境はいまだ十分に整っておらず、障がい者の意思疎通に大きな支障が生じている。</p> <p>それらの社会的障壁を解消するためには、障がい者一人一人の障がいの特性に応じた多様な手段についての道民等の理解の促進、多様な手段の確保及びそれらを使いやすい環境の整備、多様な手段を活用した情報保障の推進並びに意思疎通を支援する者の養成等の推進について、道、市町村、道民、障がい者、意思疎通を支援する者、関係団体及び事業者が、それぞれの役割を認識し、一体となって取り組んでいかなければならない。</p> <p>このような考え方に立って、障がい者の意思疎通の支援に関する施策を総合的に推進し、障がいの有無にかかわらず、全ての道民が個人の尊厳を大切にしながら共生する真に暮らしやすい社会の実現に寄与するため、道民の総意としてこの条例を制定する。</p>
第1条	<p>(目的) この条例は、広く道民に対し手話が言語であるとの認識を普及させ、聴覚障がい者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者であつて、聴覚に同号に規定する障害があるものをいう。以下同じ。）等が手話を習得する機会を確保するために必要な事項を定めることにより、言語としての手話の認識の普及等に関する施策を推進し、もって手話を使いやすい社会の実現に資することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>この条例は、障がい者の意思疎通の支援に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに道民、障がい者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、障がい者の意思疎通の支援に関する施策を総合的に推進し、もって障がい者の意思疎通の妨げとなる社会的障壁を解消して、障がいの有無にかかわらず全ての道民が共生する暮らしやすい社会の実現に資することを目的とする。</p>
第2条	<p>(手話が言語であるとの認識の普及)</p> <p>道は、市町村、関係団体等と協力して、手話が聴覚障がい者にとって自ら生活を営むために使用する独自の体系を持つ言語であるとの認識を普及させるものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 障がい障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいう。</li> <li>(2) 障がい者障害者基本法第2条第1号に規定する障害者をいう。</li> <li>(3) 社会的障壁障害者基本法第2条第2号に規定する社会的障壁をいう。</li> <li>(4) 意思疎通手段障がい者が視覚、聴覚又は触覚、身体、機器等を活用して意思疎通を図るための手段をいう。</li> <li>(5) 意思疎通支援者意思疎通手段を使用する障がい者の意思疎通を支援する者をいう。</li> <li>(6) 情報保障障がい者に対して障がい者でない者と同等の情報を確保することをいう。</li> </ol>

<p>第3条</p>	<p>(道民の理解等)  道民は、手話が聴覚障がい者にとって自ら生活を営むために使用する独自の体系を持つ言語であることを理解し、尊重するよう努めるものとする。</p>	<p>(基本理念)  障がい者の意思疎通の支援は、全ての道民がその人格と個性を尊重し合い、かつ、相互理解を深めるために、意思疎通に支障が生じている障がい者が多様な意思疎通手段を使用し円滑に意思疎通を行えるよう、障がいの特性に応じて総合的に推進されなければならない。  2 障がい者の意思疎通の支援は、道、市町村、道民、障がい者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。</p>
<p>第4条</p>	<p>(手話を習得する機会の確保)  道は、市町村、関係団体等と協力して、聴覚障がい者が乳幼児期からその家族等と共に手話を習得する機会を確保するよう努めるものとする。</p>	<p>(道の責務)  道は、前条に定める基本理念（次条から第8条までにおいて「基本理念」という。）にのっとり、障がい者の意思疎通の支援に関する施策を総合的に推進しなければならない。  2 道は、前項の施策の推進に当たっては、市町村、道民、障がい者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者と緊密な連携を図るものとする。  3 道は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者の意思疎通の妨げとなる社会的障壁を解消するために必要かつ合理的な配慮をしなければならない。</p>

第5条	<p>(学校への支援)</p> <p>道は、聴覚障がい者が在籍する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）において児童等及び職員が手話を習得する機会の確保を図るため、当該学校に対し、助言、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。</p>	<p>(道民の役割)</p> <p>道民は、基本理念にのっとり、障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段があること及びこれらが障がい者にとって日常生活を営む上で必要不可欠なものであることについての理解を深めるとともに、障がい者との円滑な意思疎通のための必要な配慮に努めるものとする。</p>
第6条	<p>(事業者への支援)</p> <p>道は、聴覚障がい者が勤務する事業所において従業員が手話を習得する機会の確保を図るため、当該事業者に対し、助言、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。</p>	<p>(障がい者の役割)</p> <p>第6条障がい者は、基本理念にのっとり、意思疎通手段を現に使用する者の視点から、道が実施する障がい者の意思疎通の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>
第7条		<p>(意思疎通支援者等の役割)</p> <p>意思疎通支援者及び関係団体は、基本理念にのっとり、他の意思疎通支援者及び関係団体と相互に連携して、障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段についての道民等の理解の促進に努めるほか、道が実施する障がい者の意思疎通の支援に関する施策に協力し、障がい者の意思疎通を積極的に支援するよう努めるものとする。</p>
第8条		<p>(事業者の役割)</p> <p>事業者は、基本理念にのっとり、その事業を行うに当たり、障がい者が障がいの特性に応じた意思疎通手段を使用できるよう、必要かつ合理的な配慮に努めるとともに、道が実施する障がい者の意思疎通の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>
第9条		<p>(市町村との連携等)</p> <p>道は、障がい者の意思疎通の支援を推進する上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が行う地域の実情に応じた障がい者の意思疎通の支援に関する取組に対して連携協力するとともに、障がい者の意思疎通の支援に関して必要があると認めるときは、市町村に対し必要な協力を要請するものとする。</p>
第10条		<p>(施策の基本方針)</p> <p>道は、次に掲げる基本方針に基づき、障がい者の意思疎通の支援に関する施策を総合的に推進するものとする。</p> <p>(1) 意思疎通手段についての道民等の理解の促進を図ること。</p> <p>(2) 障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段の確保及びそれらを使いやすい環境の整備を図ること。</p> <p>(3) 障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段を活用した情報保障の推進を図ること。</p> <p>(4) 意思疎通支援者の養成及び派遣の推進を図ること。</p>
第11条		<p>(北海道障がい者施策推進審議会の意見の聴取)</p> <p>知事は、障がい者の意思疎通の支援に関する施策を推進するに当たっては、北海道障がい者施策推進審議会条例（昭和46年北海道条例第20号）第2条の北海道障がい者施策推進審議会の意見を聴くものとする。</p>
第12条		<p>(理解の促進)</p> <p>道は、障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段の理解の促進を図るため、当該意思疎通手段の種類、特徴及び活用の方法並びに障がい者の意思疎通の妨げとなる社会的障壁について、道民等に対する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>

第13条		<p>(意思疎通手段の確保等)</p> <p>道は、障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段の確保を図るため、障がい者又は障がい者でない者が意思疎通手段を習得するための取組への支援その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 道は、障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段が使いやすい環境の整備を図るため、公共施設、職場等において、使用可能な意思疎通手段の表示及び意思疎通支援者、機器等の配置の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>
第14条		<p>(情報保障の推進)</p> <p>道は、障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段を活用した情報保障の推進を図るため、これらによる情報発信の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>
第15条		<p>(意思疎通支援者の養成等の推進)</p> <p>道は、意思疎通支援者の養成及び派遣の推進を図るため、人材確保を目的とした意思疎通支援者の取組の周知、その養成又は技能の維持若しくは向上のための研修、その派遣に係る体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>
第16条		<p>(財政上の措置)</p> <p>道は、障がい者の意思疎通の支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
附則	<p>附則</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>附則</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>

署名14.275筆を重く  
受け止めてください

2018年1月28日

石野富志三郎

# 障害者権利条約が基本

- 障害者に関する法は、福祉の観点から考え創られることが多いが、条約は国際人権法に基づいて人権の視点から考えて創られている。
- 1966年の市民的及び政治的権利に関する国際規約第27条で自己の言語を使用する権利を次のように規定している。
- 種族的、宗教的又は言語的少数民族が存在する国において、当該少数民族に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。
- 2010年バンクーバー国際ろう教育会議の決議は、前述の国際法の精神の具現化として「言語的・文化的少数派として認知されねばならない。これは不可譲の権利である。（一部抜粋）」としている。

# これまで議論してきた条例専門分科会では

1. 共生社会の理念。基本的に目線が大事なこと。
2. 手話は「言語」ということに異論はない。
3. 手話言語条例の骨格たたき台がないとはなぜか。
4. 「見る、読む、書く、聞く、話す、考える、移動する」ための環境整備（アクセスとアクセシビリティ）は大事なこと。
5. そのために「情報・コミュニケーション」環境の整備が促進される条例が望ましいではないか。
6. WGでは、共生社会（生きづらさ、差別解消法の補完部分）の条例では手話が言語であることの意義や施策を盛り込むことはできない。（京都府や北海道など実証済み）

# 分科会 議論になっている主な点

## 手話の言語権への認識

### ＜日本語(音声言語)の側から＞

- 「手話＝言語」に異論はない。としながらも言語施策としての「手話言語条例」は手話だけに特化した条例と受け止められやすい。
- そのため、障害者支援施策として多様なコミュニケーション手段が使用でき、あらゆる情報に容易にアクセスできる環境整備としての「(手話を含めた)情報・コミュニケーション条例」の制定が望ましいとなりやすい。

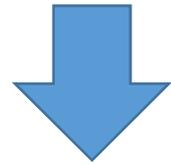
### ＜手話言語の側から＞

- 言語権についてはどうなの？
- 情報やコミュニケーション手段の機会確保がメインの条例となり、多様な言語環境の整備の視点が欠けることになる。
- 手話言語習得、手話言語獲得、保護者の手話言語習得、保護者への情報提供等が単独の手話言語条例を制定する大きな要因。

# 手話言語条例と情報コミュニケーション条例 の違いポイント

## 手話言語

- 言語の選択権（手話言語の獲得・習得）
- 手話言語の発展（教育・研究・保存）



- 手話を使用するろう者及びすべての人が対象

## 情報コミュニケーション

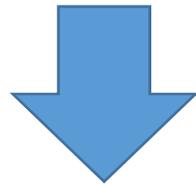
- 情報の受け取りと発信の機会の保障
- コミュニケーション手段の選択権



- コミュニケーションバリア・情報バリアを抱えるすべての障害者が対象

# 日本手話言語とは

- 日本のろう者が、自ら生活を営むために使用している。独自の言語体系を有する言語を指し、豊かな人間性に溢れた生活を送るための言語活動の文化的所有をいう。日本語には書き言葉と話し言葉があるが、書き言葉を持たないレベルの違いであり、手話の幅広さを示す。



- 手話が日本語と同等の言語であることの認知をもとに、日本語と同様に手話が使える条件整備、社会環境の整備に向けた総合的な社会すべての施策が期待される。

# 当事者として意見

- 「見る、読む、書く、聞く、話す、考える、移動する」ための「困りごと」は多様かつ個別的で、情報・コミュニケーション分野に限らない。
- 手話を含む障がい者情報・コミュニケーション促進は「差別解消促進条例（合理的配慮）」に包括し、多様性と個別性に対応する条例にしてはどうか。
- こうすることで多様な障害の困りごとに対応する差別解消促進条例（福祉施策）と「手話は言語」として言語条例（言語施策）を制定し、明確に性格の違う条例としてすみ分けが可能と考える。
- 手話言語条例を制定する意義は、聞こえない県民に対するサービスとして手話のできる職員の配置、教育機関・雇用主・民生委員。福祉事業所の責務や役割を明確にすることであり、そのための基本的な施策を手話の獲得、手話の習得、手話で学ぶ、手話を広める、手話を使用するという点について、条例で規定すること。

# 和歌山市障害者差別解消推進条例及び 和歌山市手話言語条例の概要と関連図

## 和歌山市障害者差別解消推進条例(案)

- 1 条例の目的・基本理念等
  - (1)障害を理由とする差別の解消に係る市の責務、市民及び事業者の役割を定めること。
  - (2)障害にかかる社会的障壁を除去するための合理的配慮が提供されるべきこと。
  - (3)市による障害のある人への意思疎通支援の実施
- 2 市の責務
  - (1)障害を理由とする差別解消を推進するための施策を実施すること。
  - (2)障害に応じた意思疎通支援を行うこと。
- 3 市民等の責務
 

障害及び障害のある人への理解を深め、市の施策に協力するよう努めること。
- 4 障害を理由とする差別の解消を推進するための措置
  - (1)差別事案に係る相談窓口の設置
  - (2)差別事案について市長への申立制度の創設
  - (3)申立てに係る事案に対する市の調査、助言又はあっせん、勧告及び公表の措置
- 5 和歌山市障害者差別解消調整委員会の設置
  - (1)障害を理由とする差別の解消の推進に係る協議
  - (2)差別事案に係る市長の諮問に対する答申
  - (3)障害のある人に対する意思疎通支援施策等の実施状況について意見を述べること。

手話を言語として認識

## 和歌山市手話言語条例(案)

- 1 条例の目的・基本理念
  - (1)手話は日本語等と同様の言語であるとの認識を明確にすること。
  - (2)手話を普及させること。
- 2 市の責務及び市民等の役割
  - (1)市は手話の意義に対する理解の促進を図り、手話を使いやすい環境整備のための施策を推進すること。
  - (2)市民、事業者は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努めること。
- 3 施策の推進
 

市は施策を推進するための方針を関係者の意見を聴きながら策定すること。

# 和歌山市 2. 手話言語条例素案の説明

第4回意見交換会 平成28年1月14日議事録から抜粋

- まず、手話言語条例案の素案ですが、前回の条例試案からの変更内容の主な内容は、手話によるコミュニケーション支援について、その内容がもう一つの条例と重複していますので整理したことです。
- 他の自治体の手話言語条例は、他の障害に対するコミュニケーション支援の条例を同時に制定していませんので、手話によるコミュニケーション支援の内容を含んでいます。
- しかしながら、本市では両方の条例を同時に制定しますので、同じような内容の条例に思われるため、手話言語条例は、「手話は言語である」ことの認識とその意義の普及を図ることを目的とした条例であるに特化したものとするための整理を行いました。

### 3. 障害のある人もない人も共に安心して暮らしやすい 和歌山市づくり条例素案の説明

第4回意見交換会 平成28年1月14日議事録から抜粋

- 次に障害のある人もない人も共に安心して暮らしやすい和歌山市づくり条例素案ですが、前回の意見交換会で、障害のある人のコミュニケーション支援条例を障害者差別解消に係る条例案と合わせて制定することといたしました。
- その理由としましては、障害のある人のコミュニケーションを支援することは、障害者差別解消法に規定された障害に係る社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮として重要なものであり、一体的な条例として制定したほうがその目的が明確になると考えられるためです。

# 特化ではないという自治体の認識

- バンクーバー決議は、「ろう教育は全ての言語を受け入れる」とと「コミュニケーション方法を受け入れる」ことを別々に扱っている。
- 「手話言語の国際デー」は国連決議がある。
- 各自治体の手話言語条例について首長提案が増加していることは周知の事実。(大阪府(制定)、京都府、石川県、富山県、北海道、静岡県などは来年度施行の予定)
- 各自治体の「手話言語条例」で扱うべき内容がより明確になってきている。手話を広めよう知事の会は100%加入。
- 「手話言語条例」比較論(群馬大学学生センター・二神麗子)など多数の論文もある。

2018年3月2日

滋賀県社会福祉審議会検討専門分科会

会長 渡邊 光春 様

滋賀県障害福祉課

課長 丸山 英明 様

委員 石野富志三郎

## 意見書

### ■条例制定の基本的な考え方

1. これまで議論してきた条例専門分科会では

- ① 共生社会の理念。基本的に目線が大事なこと。
- ② 手話は「言語」ということに異論はない。
- ③ 手話言語条例の骨格たたき台がないとはなぜか。
- ④ 「見る、読む、書く、聞く、話す、考える、移動する」ための環境整備（アクセスとアクセシビリティ）は大事なこと。
- ⑤ そのために「情報・コミュニケーション」環境の整備が促進される条例が望ましいではないか。
- ⑥ WGでは、共生社会（生きづらさ、差別解消法の補完部分）の条例では手話が言語であることの意義や施策を盛り込むことはできない。

2. 上記の論点を踏まえて

障害の特性に応じたコミュニケーション支援の総合的な実施  
手話が言語であることの普及啓発が重要

3. 条例制定の方向性

「情報コミュニケーションに関する条例」「手話言語に関する条例」の2本を制定  
2本制定により、条例で規定するものと、施策で対応するものの振り分けを検討が必要

#### 「情報コミュニケーションに関する条例」のコンセプト

- 障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解促進と普及啓発を行う。
- 情報取得や意思疎通のための選択機会を確保できる環境を整備する。

#### 「手話言語に関する条例」のコンセプト

- 名称は「湖国手話言語条例」としてはどうか。

○県民が手話を言語として認識し、手話を使用する方々が安心して生き生きと暮らせる共生社会の実現

○手話の獲得（乳幼児期の手話習得）、手話の習得（成人聴覚障害者の手話習得）できる環境の整備

一本化できないかとの素朴な疑問にこう考える。なぜ2本が必要なのか。

- ① 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択がポイント。
- ② 手話を使用しない聴覚障害者のほとんどは、十分な教育を受けていなかった者をのぞいて、日本語へのアクセスが課題であり、日本語そのものは、わが国では「国語」として認知され、学校教育等で日本語の獲得、習得の環境は整備されている。日本語を獲得し日本語を生活言語としている聴覚障害者が、日本語を聴覚機能を補充するために補聴器やヒヤリンググループ等で聴き取ることができる環境の整備、また日本語を文字等でみることができる環境整備が求められるというところに、大きな違いがある。
- ③ それに比して、手話は長い間、言語として認知されることなく、むしろ排除されてきた不幸な歴史がある。手話言語条例は、手話を言語として認知し、手話を普及することが大きな特徴である。
- ④ ろう者の大きな課題は、手話言語の獲得・取得と言語施策を含めた総合的な施策である。

#### 【参 考】

「(仮称) 札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」

「(仮称) 札幌市手話言語条例」

札幌市が実施したパブリックコメントによると市民から次の意見が出されている。

・条例はすっかりまとまっていると思う。手話言語条例と混ぜないことで明確となった印象を受ける

・「障がい者コミュニケーションに条例」と「手話言語条例」の2本立ては、今後、同様の条例制定を目指す他都市においてモデルケースになり得るものと思う。早期に条例が可決成立することを望む

等々全体的に歓迎の意見が多いことが伺える。

※北海道でも今春に2本を同時制定

**■結論からでは、これまで議論を積み重ねてきたこともあり「湖国手話言語条例」(仮称)制定を要請します。**

# ろう者の社会的課題が湖国手話言語条例（仮称）に よって解決可能と考える

障害者差別解消法、障害者差別禁止条例、情報コミュニケーションを例にした条例などで解決できない事例（ろう者の社会における課題）を集めて、湖国手話言語条例(仮称)の必要性を本稿に整理する。

## 1) 手話を獲得する

### 【親が手話と出会う機会がない】

- ・ 医療関係者は手話を知っているが、手話そのものを理解しているとはいえない。
- ・ 聞こえの程度や人工内耳などの効果は人によって違うため、母語が習得できないまま成長してしまうが、その場合のケアがない。

### 【コミュニケーション不成立】

- ・ 聞こえる親と聞こえない子どもとのコミュニケーションが通じない。
- ・ ろう児の親は、子供のとき手話を触れた経験がないので、手話を学ぶのが難しい。
- ・ インテグレーション環境にいるろう児同士が、手話で交流できる場がない。

## 2) 手話で学ぶ

- ・ 聾話学校では、現代用語を手話で学べないため、高校生は政見放送の手話がわかるかどうか不明。
- ・ 料理学校やホームヘルパー養成機関などで手話通訳派遣ができないこともある。
- ・ 聞こえないという理由必要以上に活躍の機会が制限されてしまうため、社会的にも大きな損失になっている。

## 3) 手話を学ぶ

- ・ 新しい手話を学ぶ企画の予算は、不確定な助成金や企画参加費などでまかなっているため、定期的に学ぶことができない。
- ・ 県内の医療系学校や大学では英語や中国語と同じようなカリキュラムで手話を学べない。
- ・ 現在の手話奉仕養成講座の受講生は、平均年齢が高いため、手話通訳養成講座に進むのが難しい。
- ・ 学生の時から手話に馴染みのある人が少ないため、短時間にレベルの高い手話通訳者を養成できない。

## 4) 手話を使う

### 【直接的な意志疎通】

- ・ 会社が企画した講演に手話通訳を依頼したが、「講演に来て下さる人はお忙しいので、手話通訳者と事前に打ち合わせする時間がありません。よって、手話通訳をつけません。」と言われた。このように手話通訳派遣事業所と事前相談したのかは考えにくい。
- ・ 高齢者施設に手話のできる職員・ヘルパーがいない。高費用を払っているのに、さびしい思いをする。手話で楽しく語り合いたくてもできない。

### 【間接的な意志疎通】

- ・ 県内の障害者支援相談所には、手話通訳が配置されているのか、HPを見てもわからない。
- ・ 聞こえる子どもの診断でろう親と病院に行ったが、受付や医師は病気を知って子どもに手話通訳をさせた。
- ・ 滋賀県内で子ども向け・親子参加型のイベントが開催されているが、手話通訳がないため、子どもと楽しい思い出が作れない。

### 【手話通訳者の労働環境】

- ・ 手話通訳者はプロフェッショナルな仕事として認められていない現実がある。また十分な労働環境が整えられない。
- ・ 手話通訳業務だけで食えないため、若い手話通訳者が増えない理由にもなっている。
- ・ 手話通訳者の健康問題(メンテナンス)対策、技術や知識向上のための研修の不十分さは、大きな自己負担がかかる。

## 5) 手話を守る(手話を普及し、保存し、研究する)

- ・ 大学など高等教育機関に手話について研究できる場(学部、学科、専攻)がない。バリアフリーや発達障害者に関する研究が多い。
- ・ 選挙管理委員会に「政見放送に手話通訳がない政党があるので、ろう者を集めて手話通訳をつける政見放送を見る会をしたい」と助成金を要望したら、「今までやったことがない」「予算がないから」と濁された。逆に「自分で各政党に選挙ではないときにも要望をしてください」と言われた。
- ・ 新・県立体育館は、歩行が困難な障害者のみしか考えていない。ろう者のスポーツ大会などが開催できるように、手話通訳の環境(大型スクリーンの設置、視覚で確認できる機器の設置)などを要望したが、事務的にやんわりと断れた。
- ・ ろう者を対象とした老人ホームがないため、高齢ろう者が使う手話の保存ができず、介護者は高齢ろう者との昔話を楽しむようなコミュニケーションができない。

## 6) 手話言語条例が制定されたあとの効果は考えられる

- リーフレット・パンフレット、啓発パネルの作成
- 手話言語条例施行周知啓発、手話キャラクターを利用した条例制定記念イベント等
- 県民向けの手話研修事業
- 手話出前講座事業
- 県庁ホームページへ手話動画導入、例「一緒に手話を学びましょう」から毎月連載。
- 知事記者会見への手話通訳
- 県内の医療機関向けパンフレット発行
- 県議会や県主催イベントへの手話通訳設置
- 夏休みこども手話教室
- 学校における手話取得の機会の確保への支援
- 手話サークル活動への支援等
- 行政職員を対象とした手話研修
- 庁内各課の手話普及推進員の配置

- 聞こえない社会人のための教室
- 手話による観光ガイドの養成
- 中途失聴者を対象とする手話講習会の開催